

令和5年10月6日 配信

「ふくしまの家情報ネットワーク」情報提供について（R5 NO.13）（通算 NO.477）

「ふくしまの家情報ネットワーク」に登録された皆様へ

◆「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」追加募集を実施します

募集期間 令和5年10月10日（火）～

募集戸数 先着順。予算がなくなり次第終了。応募状況の公表及び募集終了の予告は行いません。

事業の概要については、以下のとおりです。

■事業名 福島県省エネルギー住宅改修補助事業

県は、住宅分野におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、既存住宅の断熱性能等を高める改修を促進するため、県内に所在する既存戸建住宅の省エネ診断及び省エネ改修に対して補助金を交付します。

■対象者

- 1.自ら居住するために省エネ診断又は省エネ改修を実施する住宅の所有者又は賃借者
- 2.暴力団員等又は社会的非難関係者に該当しない者
- 3.県税の滞納がなく、国・地方公共団体から本事業と同様の補助金を受けていない者

■対象経費

○省エネ診断

- ・住宅の省エネ診断のための費用
- ・BELS の評価・認証を受けるための費用

○省エネ改修（※モデル工事費の定めがあるものはモデル工事費が上限）

- ・開口部の断熱化に係る改修費用（窓・ガラス交換、内窓設置、ドア交換）
- ・躯体等の断熱化に係る改修費用（外壁・屋根・天井・床の断熱化）
- ・設備の効率化に係る改修費用（高断熱浴槽・高効率給湯器・節湯水栓・LED 照明等の設置）

■補助額

- ・省エネ診断 省エネ診断等に係る経費の2/3（上限額2.2万円）
- ・省エネ改修 既存戸建住宅の断熱改修等に係る経費の23%
（改修内容等に応じて上限額76.6万円～140万円）

※令和5年4月1日以降に契約を締結し、交付決定の日以降かつ令和6年3月31日までに完了するものに限る。

※省エネ改修を行う住宅は、地震に対する安全性が確認できること。

■募集期間

上記のとおり。

※募集期間中に交付申請書を申請窓口へ提出してください。

※申請の内容によっては補助対象外となる場合がありますのでご了承ください。

■申請窓口及び問合せ先

一般財団法人ふくしま建築住宅センター <http://www.fkc.or.jp/shouene/index.html>

■本事業の詳細については、こちらをご確認ください。

URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezuutaku.html>

以上

「ふくしまの家情報ネットワーク」の登録者を募集しています。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/fukuie4.html>

////////////////////////////////////

福島県 土木部 建築指導課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（県庁本庁舎4階）

指導審査担当 電話 024-521-7523(直通)(内線 3674,3675,3671)

民間建築担当 電話 024-521-7528,-7529(直通)(内線 3676,3677,3678)

FAX(指導審査担当、民間建築担当共) 024-521-8049(内線 5564)

建築指導課 HP <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/>

電子メール kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp

「ふくしま住まい人」を公開しています。ぜひご覧下さい。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/fukushimasumaibito.html>

////////////////////////////////////

令和5年度募集のご案内

募集戸数

第1回:170戸 第2回:30戸程度

補助の対象

(1)住宅の省エネ診断

(2)住宅の省エネ改修で次のいずれかに該当するもの

①全体改修:省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの(取得予定であるものを含む)

②部分改修:住宅の部分について別に定める改修を行うものであって、複数の開口部の改修を含むもの

※現に省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあっては、ZEH水準を満たすよう改修を行うものに限る。

※省エネ改修を行う住宅は下記に該当するものを除く

・昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断等により地震に対する安全性が確認されていないもの(省エネ改修の完了までに耐震改修を行うことにより地震に対する安全性が確保されるものを除く。)

・現にZEH水準を満たしているもの

※令和5年4月1日以降に契約するもので、交付決定の日以降かつ令和6年3月31日までに完了するもの。

補助対象経費

(1)既存住宅の省エネ診断に要する費用

①省エネ診断に係る費用

②省エネ診断に必要な調査のための費用

③BELSの評価・認証を受けるために必要な費用

(2)既存住宅の省エネ改修に要する費用で次のいずれかに該当するもの

①全体改修の場合にあっては、省エネ改修に係る費用(モデル工事費の定めのあるものについては、モデル工事費を上限額とする。)

②部分改修の場合にあっては、省エネ改修に係る費用のうち、下記補助金の交付額の表の対象経費に定める費用

補助対象者(次の全てに該当する方)

①自ら居住するために住宅の省エネ診断・改修を実施する所有者又は賃借者

②福島県暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当しない方

③県税の滞納がなく、国・地方公共団体から本事業と同様の補助金を受けていない方

補助金の交付額

事業種別		最大補助額 [地域2,3の場合]	対象経費	補助率	加算額
省エネ診断		22,000円	診断に係る費用 診断に必要な調査費用 BELSの評価・認証に必要な費用	2/3	—
省エネ改修	全体改修 (BELS等の 評価・認証 が必要)	省エネ基準 766,000円 [950,000円]	省エネ改修に要する費用 ・開口部及び躯体等の断熱化に 係る費用 ^{*1} ・設備の高効率化に係る費用 ^{*2}	23% 「省エネ改修に係 る工事費」又は 「モデル工事費の 合計」いずれか 低い額に対し。	200,000円 以下全ての室の外気 に面する部分の断 熱改修を行う場合。 ①居間、台所及び 食堂 ②脱衣所 ③上記以外で改修 する室
		ZEH水準 1,025,000円 [1,200,000円]			
	部分改修	省エネ基準 766,000円 [950,000円]			
		ZEH水準 1,025,000円 [1,200,000円]			

※1 窓ガラス交換、内窓設置・外窓交換、ドア交換、外壁、屋根・天井、床の断熱改修

※2 太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓、コージエネレーション設備、蓄電池、LED照明への改修・設置

【地域区分2の地域】檜枝岐村、南会津町(旧館岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。)

【地域区分3の地域】二本松市(旧東和町に限る。)、下郷村、只見町、南会津町(旧田島町に限る。)、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯館村

申請方法

補助金申請をされる方は、まずエントリーシートにて募集期間中にお申込みください。応募者多数の場合は抽選となります。

エントリーシートの様式は、(一財)ふくしま建築住宅センターホームページよりダウンロードしてください。

エントリーシートは、最寄の(一財)ふくしま建築住宅センター(表面参照)へ郵送又は持参してください。

エントリーシートの提出は1工事(1つの住宅)につき1枚のみとなります。

抽選の結果当選された方は、所定の書類を添えて交付申請書を最寄の(一財)ふくしま建築住宅センターへ提出(持参)してください。

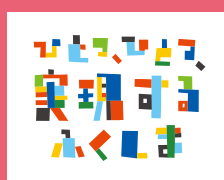
※当選者は募集スケジュールに記載されている期限までに交付申請書を提出しない場合、当選の権利を失います。

※断熱改修を検討されている方は、まずは工務店やリフォーム業者へご相談ください。

詳細は、(一財)ふくしま建築住宅センターホームページをご覧ください。<http://www.fkc.or.jp/shouene/>

令和5年度から補助対象等*が変わります。*補助の対象:住宅の要件追加(耐震性など)、対象経費の拡充(省エネ診断、設備効率化)

福島県省エネルギー住宅改修補助事業



省エネ診断

最大 **2.2万円** 補助

省エネ改修 (省エネ基準の場合)

最大 **96.6万円** 補助

【地域区分2・3の地域(裏面参照)は最大115万円】

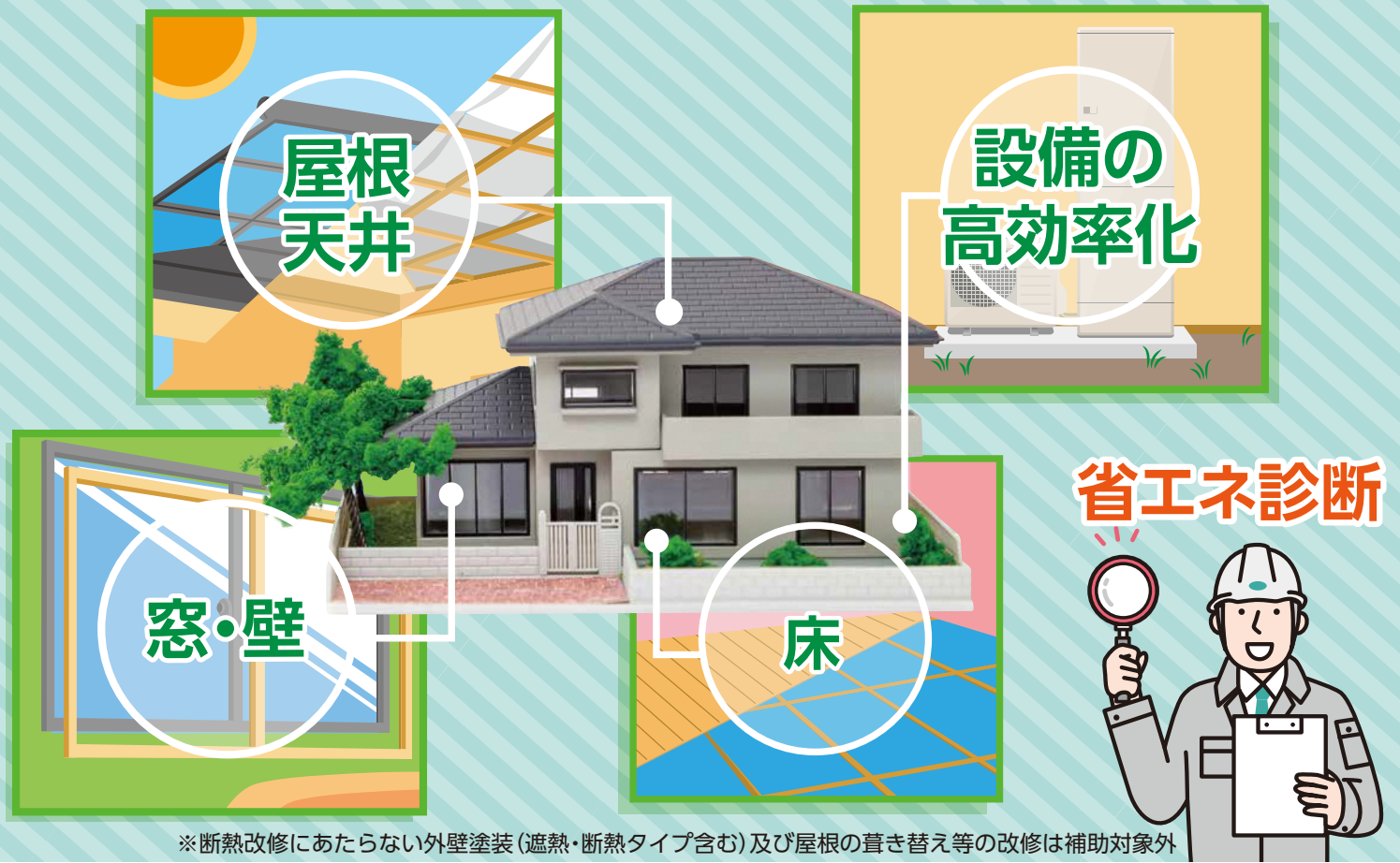
令和5年度募集期間

第1回 7月24日～8月23日
第2回 9月11日～9月26日

応募者多数の場合は抽選となります。

まずは、エントリーシートにてお申し込みください。
応募が予定数に満たない場合は随時募集(先着順)

*本事業はこどもエコすまい住宅支援事業など、他の支援制度と併用できない場合がありますので、詳しくは事前にご相談ください。



※断熱改修にあたらぬ外壁塗装(遮熱・断熱タイプ含む)及び屋根の葺き替え等の改修は補助対象外

問い合わせ先・申請窓口

- 問い合わせ先・申請窓口 一般財団法人ふくしま建築住宅センター
 - 県北事務所 〒960-8061 福島市五月町4-25 TEL 024-573-0121
 - 県中事務所 〒963-8851 郡山市開成五丁目10-5 TEL 024-995-5022
 - いわき事務所 〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 TEL 0246-35-1050
 - 会津事務所 〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1-17 TEL 0242-38-3611

■ 県の連絡先 福島県建築指導課民間建築担当 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7529

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezuutaku.html> 福島県 省エネ住宅 検索

詳しくは裏面をご覧ください▶